

世田谷区告示第715号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和7年12月19日

世田谷区長 保 坂 展 人

号	職種	労働報酬下限額（1時間当たり）
1	特殊作業員	3, 177円
2	普通作業員	2, 848円
3	軽作業員	1, 966円
4	造園工	2, 880円
5	法面工	3, 549円
6	とび工	3, 496円
7	石工	3, 485円
8	ブロック工	3, 241円
9	電工	3, 464円
10	鉄筋工	3, 464円
11	鉄骨工	3, 145円
12	塗装工	3, 666円
13	溶接工	3, 932円
14	運転手（特殊）	3, 241円
15	運転手（一般）	2, 699円
16	潜かん工	3, 932円
17	潜かん世話役	4, 707円
18	さく岩工	4, 208円

1 9	トンネル特殊工	3, 804円
2 0	トンネル作業員	3, 294円
2 1	トンネル世話役	4, 304円
2 2	橋りょう特殊工	3, 698円
2 3	橋りょう塗装工	3, 772円
2 4	橋りょう世話役	4, 314円
2 5	土木一般世話役	3, 443円
2 6	高級船員	4, 059円
2 7	普通船員	3, 273円
2 8	潜水士	5, 302円
2 9	潜水連絡員	3, 879円
3 0	潜水送気員	3, 762円
3 1	山林砂防工	3, 411円
3 2	軌道工	6, 099円
3 3	型わく工	3, 369円
3 4	大工	3, 230円
3 5	左官	3, 507円
3 6	配管工	3, 039円
3 7	はつり工	3, 199円
3 8	防水工	3, 836円
3 9	板金工	3, 634円
4 0	タイル工	2, 880円
4 1	サッシ工	3, 411円
4 2	屋根ふき工	3, 602円
4 3	内装工	3, 507円
4 4	ガラス工	3, 358円
4 5	建具工	—
4 6	ダクト工	3, 145円
4 7	保温工	2, 944円

4 8	建築ブロック工	—
4 9	設備機械工	2, 975円
5 0	交通誘導警備員A	2, 147円
5 1	交通誘導警備員B	1, 870円
5 2	上記以外の職種	1, 610円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1, 619円
 - (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 3 「建工具」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。